

法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

〔第1問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 40 点）

【事例】

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、製粉業を営む取締役会設置会社であり、甲社の主たる製品は小麦粉である。甲社の取締役はA・B・Cの3名であり、Aが代表取締役である。乙株式会社（以下「乙社」という。）は、穀物の輸入・販売を業とする取締役会非設置会社であり、Dが唯一の取締役として乙社の代表権を有している。Cが乙社の発行済み株式のすべてを保有している。
2. ロシアのウクライナ侵攻の影響で輸入小麦の確保が難しくなっていた甲社は、これまで取引のなかった乙社に輸入小麦の購入を打診した。AとDとの間で数回の交渉がなされ、甲社が、乙社からオーストラリア産小麦 500 トンを 4000 万円で購入することで合意した。
3. 乙社との合意を受け、甲社は取締役会を適法に招集して開催し、合意の内容通り、甲社が乙社から小麦 500 トンを 4000 万円で購入することを、A及びBの賛成によって承認する決議をした（以下「本件決議」という。）。本件決議に際し、Aからは、乙社との取引の内容・条件の詳細のほか、本件決議時点の小麦の市場価格は 1 トンあたり 7 万 8000 円から 8 万 2000 円であること、乙社以外の者からただちに同量・同品質の小麦を購入することは困難であると考えられることが説明された。
4. 本件決議の 3 日後、AとDとの間で、甲社が乙社からオーストラリア産小麦 500 トン（以下「本件小麦」という。）を 4000 万円で購入する契約（以下「本件契約」という。）が締結され、1 週間後に本件小麦が乙社から甲社に引き渡された。
5. 本件小麦の引渡しから約 1 か月後、甲社において本件小麦を小麦粉に製粉する作業が始まった頃、滞っていたウクライナ産小麦の輸出が再開され、国内の小麦の市場価格は 1 トン当たり約 6 万円に値下がりした。

【設問】

甲社の株主であるXは、甲社が不当に高い価格で乙社から本件小麦を購入したことにより約 1000 万円の損害を被ったとして、Cの甲社に対する損害賠償責任を追及する株主代表訴訟を適法に提起した。当該訴訟において、Xの立場において考えられる主張及びその当否を論じなさい。なお、株主代表訴訟を提起するための手続きについては論じる必要はない。

〔第2問〕

会社法 207 条 1 項において、株式会社が同法 199 条 1 項 3 号に掲げる事項を定めたときは、現物出資財産の価額を調査させるため、裁判所に対し検査役の選任の申立てをしなければならないとされているのはなぜか。また同法 207 条 9 項 2 号において、現物出資財産について定められた同法 199 条 1 項 3 号の価額の総額が 500 万円を超えない場合には、同法 207 条 1 項を適用しないとされているのはなぜか、それぞれ答えなさい。（配点 10 点）